

令和4年神審第7号

裁 決

水上オートバイA水上オートバイB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一及び同官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年5月23日09時30分

大阪府岡田漁港西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA 水上オートバイB

総トン数	0.2トン	0.1トン
登録長	3.02メートル	2.83メートル
機関の種類	電気点火機関	電気点火機関
出力	132キロワット	144キロワット

3 事実の経過

Aは、最大搭載人員が3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.1メートル船尾0.2メートルの喫水をもって、令和3年5月23日09時00分大阪府阪南市の砂浜を発し、岡田漁港に向かった。

a受審人は、岡田漁港西方沖合を北上中、09時28分右舷船首方に同漁港から出航してきたBを初認したのち、同船が蛇行運転をしているのを認めたことから、漂泊してBをやり過ごすこととし、09時29分大阪府岡田港沖防波堤北灯台から249度（真方位、以下同じ。）630メートルの地点付近で、船首を東北東に向けて機関を中立運転とし、漂泊を開始した。

a受審人は、09時29分半僅か過ぎ大阪府岡田港沖防波堤北灯台から249度630メートルの地点で、船首が077度を向いていたとき、Bが左舷正横前3度210メートルのところとなり、同船が近距離のところ、自船に向首して衝突の危険を生じさせ、自船を避ける様子を見せることなく接近するのを認めたが、Bは自船を認識していて、自船を避けるものと思い、Bに対し、避航を促す音響信号を行わず、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、a受審人は、漂泊を続け、09時30分僅か前左舷至近に迫ったBに衝突の危険を感じ、大声を発したものの、09時30分

大阪府岡田港沖防波堤北灯台から249度630メートルの地点において、Aは、船首が077度を向いたまま、その船首にBの右舷船尾部が後方から73度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、最大搭載人員が3人のFRP製水上オートバイで、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.1メートル船尾0.2メートルの喫水をもって、同日09時20分岡田漁港を発し、同漁港西方沖合に向かった。

ところで、b受審人は、令和元年5月に小型船舶操縦士免許を取得したのち、1年に約20回主に岡田漁港沖合で遊走していて、これまで水しぶきをかけるため、他の水上オートバイに接近して手前で急旋回した経験があった。

b受審人は、遊走海域に到着したのち、蛇行運転を始め、09時28分半左舷方約400メートルのところに、北上中のAを認め、09時29分大阪府岡田港沖防波堤北灯台から256度340メートルの地点に至り、水しぶきをかけるため、同船に接近して手前で急旋回することを思い立ち、Aへの接近を開始した。

b受審人は、09時29分半僅か過ぎ大阪府岡田港沖防波堤北灯台から268度630メートルの地点に達したとき、Aが正船首210メートルのところとなったが、これまで、他の水上オートバイに接近し、手前で急旋回して水しぶきをかけた際、無難に旋回できていたことから、今回も同船の手前で無難に旋回できるものと思い、Aへの接近を中止するなど、衝突を避けるための措置をとらず、Aの近距離のところ、針路を170度に定めたところ、同船に向首して衝突の危険を生じさせ、毎時30キロメートル（以下「キロ」という。）の速力

(対地速力、以下同じ。) で進行した。

こうして、b受審人は、同じ針路、速力で続航し、09時30分僅か前南方からの波浪によって船首が右方に振られ、Aとの衝突の危険を感じ、ハンドルを左に切り、スロットルレバーを離したものの、及ばず、Bは船首が150度を向き、毎時15キロの速力となったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首端に亀裂を生じ、のち修理され、Bは右舷船尾部に破口を生じた。

(航法の適用)

本件は、岡田漁港西方沖合において、航行中のBと漂泊中のAが衝突したもので、衝突地点付近は大阪湾であるが、海上交通安全法第1条第2項の規定による同法適用除外海域に当たるので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には航行中の船舶と漂泊中の船舶間に衝突の危険が生じた場合の航法規定がないことから、海上衝突予防法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、岡田漁港西方沖合において、航行中のBが、衝突を避けるための措置をとらず、漂泊中のAの近距離のところに向首し、衝突の危険を生じさせて進行したことによって発生したが、Aが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、岡田漁港西方沖合において、遊走する場合、Aへの接近を中止するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。ところが、同人は、これまで、他の水上オートバイに接近し、手前で急

旋回して水しぶきをかけた際、無難に旋回できていたことから、今回も同船の手前で無難に旋回できるものと思ひ、衝突を避けるための措置をとらなかつた職務上の過失により、Aの近距離のところに向首し、同船に対し、衝突の危険を生じさせて進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至つた。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、岡田漁港西方沖合において、Bをやり過ぎため漂泊中、同船が近距離のところ、自船に向首して衝突の危険を生じさせ、自船を避ける様子を見せることなく接近するのを認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があつた。ところが、同人は、Bは自船を認識して、自船を避けるものと思ひ、衝突を避けるための措置をとらなかつた職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至つた。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和4年11月22日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭